

大和市予算決算会計規則及び大和市補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第53号

大和市予算決算会計規則及び大和市補助金交付規則の一部を改正する規則

(大和市予算決算会計規則の一部改正)

第1条 大和市予算決算会計規則(昭和41年大和市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「連署押印」を「それぞれの職及び氏名を記入」に改める。

第57条の2第1項第2号中「、氏名及び押印」を「及び氏名」に改め、第2項を次のように改める。

2 口座振替及び隔地払の方法による支払によらない場合は、前項各号に掲げる事項に加え、債権者の押印を備えていなければならない。

第2号様式中「所属長認印」を「所属長確認」に改め、第2号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

第4号様式中「住所」を「所属」に、「氏名」を「住所」に、「生年月日」を「氏名」に改める。

(大和市補助金交付規則の一部改正)

第2条 大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第5号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。